



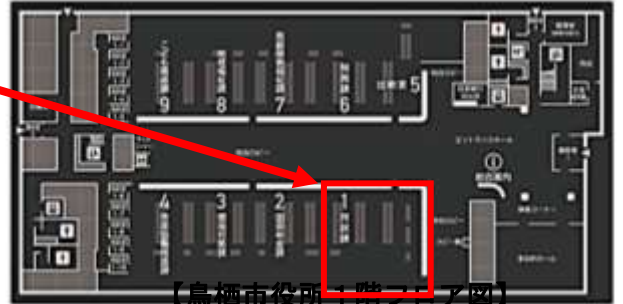
転学(転出)の手続き

1 若葉小学校へ連絡

- ★引っ越しや転学(転出)が決まりましたら、事前に担任へこの旨をお知らせください。
- ・転学の手続きをスムーズに進めることができます。

2 鳥栖市役所 市民課へ

- ★新しい住所が決まりましたら、鳥栖市役所 市民課で手続きをします。
- ・ここで、「児童生徒転入学通知書」を受け取ります。
- ※「転入学通知書」…新旧の住所、保護者名、児童名、児童生年月日、学校区名を記載した書類です。



【鳥栖市役所2階フロア図】

2 鳥栖市教育委員会 学校教育課へ

- ★市民課で受け取った「転入学通知書」を持って、教育委員会 学校教育課へ行きます。
- ・ここで、書類を確認して、転学の事務的作業が進みます。
- (ここで行われるのは、確認作業だけです。)
- ※教育委員会 学校教育課は、市役所3階にあります。
- ここで、「転入学通知書を持ってきました。」とお声掛けください。



【鳥栖市役所3階フロア図】

4 若葉小学校へ

- ★鳥栖市役所 市民課で受け取った「児童生徒転入学通知書」を持って来校ください。
- 若葉小学校の正面玄関から入られ、事務室に声をおかけください。
- その後、教務または教頭が手続きを担当いたします。
- ★事前に、転学のための来校が分かっていたら、すぐに以下の書類等をお渡しできます。

「在学証明書」…本校に在学していたことを証明する書類
「教科書給与証明書」…本校で使っていた教科書の種類を記載した書類
「児童ゴム印」

- ★最後に、事務担当者から諸経費(学級費・給食費)の精算をしてください。

その他(お願い)

- 本校で使用した「教科書」や「教材(ノートや学習ワーク)」等の一部は次の学校でも使用する可能性がありますので、必要ないことがはっきりするまでは、保管しておいてください。